

苫小牧市公用車広告掲載要綱

平成27年10月1日

管財課車両担当

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市広告掲載要綱に定めるもののほか、苫小牧市（以下「市」という。）が管理する公務に使用する車両（以下「公用車」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の車両等)

第2条 広告を掲載する公用車は、災害・工事等に専用するものを除き、市が指定するものとする。

2 広告の掲載位置、規格及び掲載料は、別表1に定めるとおりとする。

(広告掲載の基準)

第3条 公用車に掲載する広告は、苫小牧市広告掲載基準に定めるものとする。ただし、内容及びデザインが次の各号に該当する広告は掲載しないものとする。

(1) 交通事故の誘発又は交通安全を阻害するおそれがあるもの

(2) 公用車の運行上の支障となるおそれがあるもの

(広告掲載の期間)

第4条 広告掲載の期間は、広告掲載の開始日から当該年度の末日までとし、月単位で設定するものとする。ただし、次年度以降、更新することができる。

2 前項の期間には、広告掲載及び撤去の作業並びに法令等の規定に基づく当該車両の点検整備等に係る期間を含むものとする。

3 広告掲載の開始日及び終了日は、市と広告掲載申込者（以下「広告主」という。）が協議の上、定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載の広告主は、苫小牧市公用車広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿、図面等を添えて行うものとする。

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、広告内容を審査の上、広告掲載の可否を決定し、苫小牧市公用車広告掲載決定通知書（様式第2号）により広告主に通知するものとする。

2 広告掲載の基準に適合する申込数が募集した広告数を超えるときは、苫小牧市広告掲載要綱第8条の広告掲載の優先順位により決定するものとし、それによりがたい場合は、先着順によるものとする。

(広告物の形状及び材質等)

第7条 広告は、広告内容を表示したラッピングフィルム又はカッティングシート等の特殊フィルム（以下「広告物」という。）の貼付によるものとし、

原則として、車体塗装を行ってはならない。

- 2 前項の広告物は、広告掲載の期間内における車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しない材質としなければならない。

(広告の作成等)

第8条 広告の作成は、広告主の責任で行うものとし、その費用の全てを広告主が負担するものとする。広告掲載及び撤去についても同様とする。

- 2 広告主は、広告掲載及び撤去の作業に当たっては、公用車の運行に支障が生じないよう事前に市と日程等の協議を行い、市の指示に従うものとする。
- 3 広告掲載及び撤去の作業において、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損又は破損したときは、当該広告の広告主が費用を負担して当該公用車を原状回復するものとする。
- 4 天災・暴動その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載の期間内に市の責任において広告が毀損又は破損したときは、市が費用を負担して修復をするものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、苦小牧市広告掲載決定通知書の受理後、市長が指定する納付期限までに、市が発行する納付書により別表1に定める広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載者の責任)

第10条 広告主は、広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告内容の変更)

第11条 広告主は、広告掲載の期間内に当該広告の内容を変更する場合は、事前に市に対し変更する広告の原稿・図面等を提出し承認を受けなければならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、苦小牧市広告掲載要綱第13条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の期間内であっても、広告主に対し勧告等を行わずに広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が市税等に滞納があり、計画的に納付が行われていないとき。
- (2) 広告主が市の信頼を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信頼を著しく損なうような不祥事等を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主が市が契約における暴力団等排除措置要綱に規定する暴力団等に該当したとき。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げことができる。

- 2 広告主は、広告掲載の期間内に広告掲載を取り下げるときは、事前に市長

に対し苦小牧市公用車広告掲載取下理由書（様式第3号）を提出しなければならない。

（広告掲載料の返還）

第14条 既納の広告掲載料は、原則返還しないものとする。ただし、広告掲載の期間内において、市の責めに帰する理由により広告掲載が連續して7日以上掲載されなかったとき（公用車の点検・整備等及び天災・暴動その他特別な事情を除く。）は、その全部又は一部を返還する。

2 前項の規定に基づき返還する掲載料は、掲載期間の残りの月数に応じて返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日割計算して得た額（その額に10円未満の端数を切捨てた額）とする。

（広告取扱業者の委託）

第15条 市長は、広告の募集業務を適当と認める広告取扱業者に委託することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、公用車への広告掲載に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別表1（第2条、第9条関係）

		広告掲載料（税別）	
掲載位置	規格	1か月当たり	1年当たり
後部座席 ドア両面	片面当たり 0.3m ² 以内	2,000円	24,000円
	片面当たり 0.3m ² 超	3,000円	36,000円